



C O N T E N T S

ここから勝負 — 経済補償制度改正について…………… 01	15周年記念誌「雲外蒼天」完成記念懇親会…………… 04
【資料】現行犯給法、あすの会案及び内閣府 検討会とりまとめの論点整理…………… 02	活動報告…………… 05
第14回 犯罪被害者の会大会 開催…………… 03	「雲外蒼天」刊行に寄せて、会員の声…………… 06
	幹事会、関東・関西集会 報告…………… 07

内閣府犯罪被害者等施策推進会議の第2次基本計画において、あすの会が念願していた「犯罪被害者経済補償制度（生活保障型）」は、残念ながら実現に至りませんでした。しかし、同時に働きかけておりました自民党からは、本年に入ってから犯罪被害者等の現状について再ヒヤリングをしたいとの申し入れがありました。真に困っている被害者の現状を訴える機会がもたらされ、あすの会では次のような提案をいたしました。

ここから勝負 — 経済補償制度改正について

副代表幹事 渡辺 保

昨年から内閣府犯罪被害者等施策推進会議の中で、第2次基本計画の評価・反省と第3次に向けての論点の絞り込みが始まりました。

あすの会では、経済補償制度について引き続き検討することを要望しましたが、専門委員等会議の中で座長は、すでに前回の「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の場で検討済みなので、特段の理由がない限り、再度議題に取り上げるのは難しいとの姿勢でした。しかし、あすの会で聞き取り調査した被害者の例を見ると、先の検討会の結論では救済される被害者はおられません。また経済補償制度の改正については、当会以外に積極的に活動している組織がないのが現実です。

そんな中、「自民党政務調査会 司法制度調査会 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT（鳩山邦夫座長）」から、あすの会、日弁連、全国被害者支援ネットワークの3団体からヒヤリングをしたいとの連絡を受けました。

幹事会ではこの好機を逃さず、まずは鳩山座長にお会いすることにしました。鳩山座長は「内閣府からの第3次

基本計画に関する書類を見たが、被害者の立場に立っていない。認めるつもりはない。まず、あすの会の話聞き、その後2団体から話を聞く」との力強い言葉がありました。後日、小林鷹之事務局長にお会いしたところ「被害者の悲惨さは昨年のヒヤリングで十分わかっている。私たち議員も少しでも被害者補償を前進させたいので、議論がしやすいように論点を絞ったほうが良い」とのアドバイスを受けました。

そこで、①親族間犯罪不支給の撤廃、②医療費等の現物給付、③犯給金の引き上げ、という3点に絞って要望することにしました。

5月19日のヒヤリングには、岡村顧問、松村代表以下9人で参加し、2人の被害者が現状を訴え、後藤幹事が次頁に掲載した〈資料〉を元に説明して理解を求めました。

質問時間には「基本法ができて10年経つのに、まだこのような状態なのか、何とかしないとイケない。各省庁も真剣に考えてほしい」等、多くの国会議員の先生方があすの会の要望を認めるご意見でした。

鳩山座長からは、「このPTは真に困っている犯罪被害
(次頁に続く)

者を救済するためのものだと認識してほしい」「党主導で進めなければいけないようになるかもしれない」などの心強いご発言も出されました。

この燃え上がった火は、そのままにしておけば消えてし

まいます。被害回復制度の確立は、あすの会の設立目的の一つであり、少しずつでも達成されるよう一丸となって取り組むべき課題であり、全力を傾注しましょう。

【資料】 現行犯給法、あすの会案及び内閣府検討会とりまとめの論点整理

あすの会の被害者調査で判明している主要な問題点

1. 「重傷病給付金」では救われない被害者が多い。3割の被害者が1年超の治療。
なお、過去の被害でも、今現在も医療費やカウンセリング費用で苦しんでいる人がいる。
2. 「親族間の犯罪」という理由だけで不支給・一部減額され困窮する被害者遺族が多い。
3. 給付金額が十分でなく、特に若年の被害者で遺児がいる家庭は困窮に陥るケースが多い。
結局、不本意ながら生活保護に頼らざるを得ない被害者が多く、被害者の尊厳・自立を損ない、国民感情、財政負担の観点、労災被災者・交通事故被害者との権衡から不合理な制度に。

論点	現行犯給法	あすの会案	内閣府とりまとめ
重傷病給付金について (参考) ・犯罪被害給付金 516 人に 12 億円 (H25)。うち重傷病給付金 228 人に平均 23 万円、総額 5200 万円(H25)。 ・受刑者の医療費 10 億円 (H18・期間も上限もなし) ・労災では現物給付。リハビリ・介護・付添費も対象	(1) 1 年以内、120 万円上限 (2) 被害者がまず病院に支払い、後で給付金を受ける (3) リハビリ費用、介護・付添費用、カウンセリング費用が対象外(医療保険の対象となるカウンセリングは対象)	(1) 期間と上限の撤廃 (2) 「犯罪被害者証」を発行し、現物給付 (3) リハビリ費用、介護・付添費用、カウンセリング費用(被害者の家族も含む)を対象に加える。 特に介護費用が高額で、また、子ども・性犯罪被害者の PTSD のカウンセリングの必要性も高い	・重傷病給付金制度の見直しについては採用せず一見直すべきとの意見あったが取り上げられず ・カウンセリングについては「カウンセリング給付金(仮称)を新設するなど法制度として整備することが必要」と提言。具体案を警察庁で検討することとされた
親族間の犯罪について	不支給・一部減額が原則。規則で規定	原則とはせず、社会通念上妥当でない場合にのみ制限	DV 以外にも特例を認めるべきとの提言
給付金額が十分でない 一遺族給付金の平均 540 万円 (H25) [参考] 自賠責ではひき逃げ・無保険車の事故では国が加害者に代わり賠償。死亡事案であれば、年齢に関わらず、概ね全員 3000 万円支給。	・平成 20 年改正で最高支給額 3000 万円に引き上げたというが、若年の被害者で遺児がいる事案では低額。3000 万円支給はごく一部 ・一時金のみ。	・若年の被害者で遺児がいるなど困窮している家族に手厚い給付金に改める ・年金方式も検討	採用せず一見直すべきとの意見もあったが取り上げられず

第14回全国犯罪被害者の会 大会 開催

平成27年4月29日（昭和の日）、東京都中野区のZEROホール西館学習室において大会を開催し、役員を選任、会務報告がされました。12名の幹事は留任、新たに2名の幹事が選任されました。大会の要旨を再録します。

開会の辞 松村恒夫

本日は、祝日、またお忙しい中、ご参集くださいますありがとうございます。

『あすの会』の設立目的は、1.犯罪被害者の権利確立と2.被害回復制度の確立であることは皆様ご存じの通りです。前者は被害者参加制度が創設されるなどの進展が図られましたが、後者の被害回復制度につきましては、本当に困っている犯罪被害者等にはまだ不十分だと思います。そのため、与党各党に対する働きかけをすることにしております。

『あすの会』の幹事役員の任期は2年ですので、規約からすれば、この1月で任期切れとなっております。そこで本日は、役員の変更が主要な大会審議事項であります。

ご挨拶（要旨） 岡村 勲 顧問

今年はみなさんにお会いでき嬉しく思います。15年前の設立総会では、集まってくれるだろうか心配しましたが、大勢の方が集まってくださり、それぞれに被害内容を報告してくれました。その時のことが彷彿としてきます。

その頃は被害者の権利は全くありませんでした。被害者は病院へ行く車代も治療費も診断書代も自分で払わなければなりません。こんなにおかしなことがあるのかと思いました。こうして15年経ってみると我々の疑問が消えてきました。被害者にもそれらが払われるようになり、裁判所でも起訴状も見られるし、法廷の中にも入れるし、被害者が参加すれば旅費や日当も払われるなど、小さいことですが積み重なって今日まで来たわけです。皆さんの努力の賜物であり非常に嬉しく思います。

その結果が『雲外蒼天』という本に著されました。これを読んでみますと、いろんな方がいろんな角度からこの運動に参加してくださったということがよくわかります。あすの会は、「今日は大変だけれども明日はきっと良くしてみせる」と付けた名前ですが、雲外蒼天も、「今は雲がかかっている、しかし雲の上には蒼空がある」というところから付けたものです。まだまだ雲がかかっておりますけれども、きっと蒼空になることでしょうから、頑張っていきましょう。

会務報告

犯罪被害者の被害回復制度について、当会が作成した『犯罪被害者補償制度案要綱（生活保証型）』は、内閣府



の「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」で取り上げられましたが、平成26年1月の提言に盛り込まれることはありませんでした。自民党、公明党の与党や維新の会へ経済補償制度の実現を求めて働き掛けをしましたが、各政党からは「より多くの現に困窮されている犯罪被害者の実例」を集めることを求められ、弁護士の協力を得て収集に努力しました。

被害者参加制度については、法務省の「改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」に高橋副代表が参加し、公判前整理手続きへの被害者の関与等の改善を申し入れております。

昨年、発会15年目を迎え、記念する文集として『雲外蒼天』を完成することができました。以上、報告いたします。

役員選任

幹事／役員候補者

〈再任〉猪野京子、内村和代、岡崎后生、假谷 実、高橋幸夫、土師 守、林良平、松尾明久、松村恒夫、本村 洋、渡辺 保、高橋正人（弁護士）

〈新任〉辻内衣子、後藤啓二（弁護士）

会計監査：田村紀久子

顧問：岡村 勲、諸澤英道

尚、代表幹事等の役職は変更ありません。

新幹事からのご挨拶

辻内衣子／事件に遭う少し前にNHKテレビであすの会の活動を目にした時は、自分に関わるとは思っていませんでした。事件後、入会した頃には、被害者の権利を求める署名活動も半ばを過ぎており一番の苦勞を知らずに集会に参加するようになりました。今回、幹事に選任されま

したので微力ながらご協力させていただければと思っており
ます。

後藤啓二／顧問弁護団として、被害者参加制度の法律の
提言の頃から関わらせていただいておりますが、この度、
幹事に選任されました。私は児童虐待を防止するための活
動を行う NPO の理事をしておりますが、そちらの活動に

も協力させていただいております。感謝申し上げます。

今後の活動方針

今後の活動については、これまでの活動方針を踏まえ活
動してまいります。

なお、鳩山邦夫、左藤章衆議院議員より祝電を頂きまし
た。感謝申し上げます。

15周年記念誌「雲外蒼天」完成記念懇親会



大会終了後、15周年記念誌「雲外蒼天」完成記念懇親
会が開かれました。ご執筆いただいた方、支援者の方が、
あすの会の来し方16年間を振り返りました。

松村代表 挨拶（要旨）

あすの会では5年目は署名活動の記録として「あすに
生きる」、10年目には大会の記録「一瀉千里」とDVD「10
年歩み」の公式記録を作成してまいりました。そこで15
年目は、「あすの会の活動に関わってきた会員、支援者、
議員、マスコミ、法曹界等広く多くの方々から会に対する
今までの想いや裏話などを寄稿していただき文集を作っ
たらどうだろうか」と岡村顧問より提案があり実行されま
した。

編集委員には6人が携わり、素人ゆえ苦勞はしましたが
3月には完成に至りました。中でもボランティアの春日
さん、橋本さんに参加していただけなくては完成にはもっと多
くの時間が必要だったことでしょう。皆様のご協力に感謝
し完成ご披露の挨拶とさせていただきます。

岡村 勲 顧問 挨拶（要旨）

待望の「雲外蒼天」が完成し嬉しく思います。あすの会
では、顧問弁護団の先生方が無報酬で取り組んでくださり、
意見書、論文、調査報告書などすばらしい理論的な学会

をリードするほどのものを発表してきました。ただし難し
くて重いものでした。そこで、15年間いろいろな方がい
ろいろな形で協力して下さったことが分かると同時に日
本の被害者運動史として残るような、軽くて電車の中でも
読めるようなものを作りたいと思いつきました。題名には、
「あすの会」の願いを引き継いで、今は曇ってはいるが空
には蒼空があると思い提案しました。題字も書くようにと
いうことでしたので、書道の先生に泣きついてお手本をい
ただきました。横だけではなく縦もという事で困りました。

今日は私の86才誕生日だとばらされましたが、会を作っ
て16年間、当初は歳を感じませんでした。この頃は歳
を感じます。今日は、但木元検事総長も来てくださるそう
ですが、法務省官房長の時にお世話になりヨーロッパ調
査をすることができました。内閣府の安田さんも来てくだ
さっていますが、加害者だけでなく被害者にも治療費等が
出るようにするなど拡大されて改善されてきました。感謝
しております。これからも益々空が晴れるようにと思っ
ております。

諸澤先生の乾杯と、但木元検事総長をはじめとする方々
からご挨拶をいただき、和やかな雰囲気の中でおひらきと
なりました。



活動報告 2014年12月～2015年6月

2014年12月

- 5日 高橋(正)副代表が三重県、尾鷲・熊野(東紀州地域)のミニ人権大学講座にて「犯罪被害者の人権」について講演した。
- 7日 第133回幹事会
- 同日 第158回関西集会
- 19日 伊藤(裕)会員が熊取町立熊取南中学校の保護者40名に「犯罪被害者を支え、安全・安心な地域をつくるために」の講演をした。
- 20日 第136回関東集会

2015年1月

- 9日 伊藤(裕)会員が近畿管区警察学校の学生400名に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い」の講演をした。
- 11日 第159回関西集会
- 14日 ニュース・レター48号発行
- 17日 第137回関東集会
- 21日 永野会員が姉ヶ崎駅前などで情報提供を求めるチラシ約3000枚を配った。
- 22日 第6回15周年記念誌編集会議
- 25日 第134回幹事会

2015年2月

- 1日 第160回関西集会
- 6日 松村代表幹事ニュースレター第48号原稿「犯罪被害者等基本法成立から10年」が法律新聞に掲載された。
- 8日 内村幹事が千葉駅前などで情報提供を求めるチラシを配った。
- 17日 渡辺副代表幹事は第15回基本計画策定・推進専門委員会議に出席した。
- 18日 15周年記念誌「雲外蒼天」発行
- 21日 第138回関東集会

2015年3月

- 1日 第161回関西集会
- 2日 坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一環として豊ヶ岡学園にて講演した。
- 7日 第135回幹事会
- 14日 第139回関東集会
- 16日 渡辺副代表幹事は第16回基本計画策定・推進専門委員会議に出席した。松村代表幹事が随行した。
- 19日 渡辺・高橋(正)副代表幹事は福井県の困窮被害者の聞き取り調査をした。
- 23日 松村代表幹事、渡辺・高橋(正)副代表幹事が都内にて困窮被害者の聞き取り調査をした。
- 同日 坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の

一環として瀬戸少年院にて講演した。

- 29日 高橋(正)副代表、辻内幹事が帯広の困窮被害者の聞き取り調査をした。

2015年4月

- 5日 第162回関西集会
- 13日 第136回幹事会(在京幹事会)
- 18日 第140回関東集会
- 19日 第2回VSフォーラムシンポジウムに参加した。
- 28日 渡辺副代表幹事は第17回基本計画策定・推進専門委員会議に出席した。
- 29日 第14回大会/「雲外蒼天」完成記念懇親会
- 同日 第137回幹事会

2015年5月

- 2日 第138回幹事会
- 3日 第163回関西集会
- 13日 鳩山邦夫衆議院議員(P T座長)を訪問し経済補償について説明し、党によるヒアリングの主旨をお聞きした。
- 14日 小林鷹之衆議院議員(P T事務局長)を訪問し、会の要望を説明した。
- 16日 第141回関東集会
- 19日 自民党司法制度調査会 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るP Tヒアリングに出席し、経済補償に関し3点について要望した。(岡村顧問、松村代表幹事、渡辺・高橋(正)副代表幹事、後藤幹事、岩泉・岡本・大崎・各会員ほか)
- 20日 伊藤(裕)会員が大阪府警察学校で各市町村警察署被害者対策窓口担当署員28名に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い!」の講演をした。
- 24日 第139回幹事会
- 25日 小林鷹之衆議院議員(P T事務局長)を訪問し、経済補償に関して詳しい説明をした。
- 同日 林代表幹事代行が近畿管区警察学校にて「被害者家族の思い」をテーマに、300名の聴講者にあすの会の活動の歴史と共に講演を行った。
- 26日 渡辺副代表幹事は第18回基本計画策定・推進専門委員会議に出席した。後藤幹事が随行した。
- 29日 岡本委員が長崎純心大学にて「いのちの大切さ」について講義した。
- 31日 第140回幹事会

2015年6月

- 3日 松村代表幹事・渡辺副代表幹事・後藤幹事は、自民党司法制度調査会 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るP Tによる日弁連、被害者支援ネットワークからのヒアリングを傍聴した。
- 5日 第57回全国矯正展に出展した。

- | | |
|---|--|
| 7日 第164回関西集会 | 21日 第141回幹事会 |
| 9日 岡本会員が長崎県警察本部から依頼を受け、警察学校にて講師を務め被害者の現状を訴えた。 | 25日 自民党政務調査会成年年齢に関する特命委員会で高橋副代表幹事が意見陳述した。松村代表幹事と渡辺副代表幹事が随同行した。 |
| 12日 岡本会員が山口県被害者支援連絡協議会から依頼を受け、被害者の現状を訴えた。 | 30日 渡辺副代表幹事は第19回基本計画策定・推進専門委員会議に出席した。松村代表、後藤幹事が随同行した。 |
| 20日 第142回関東集会 | |
| 同日 高橋副代表幹事が秋田県「犯罪被害を考える日(6月30日)を前に県民向けに講演した。 | |

「雲外蒼天」刊行に寄せて

15周年記念誌「雲外蒼天」をご恵贈頂きありがとうございます。

関係の皆様の一挙一行、一言一言に込められた真実の言葉、思いや、深さに改めて心揺さぶられます。岡村先生、松村様をはじめ、あすの会の皆様との出会いは私の人生におきまして忘れられないことでございます。

若き日、東京での新聞記者時代に取り組んだテーマが、故郷に戻ってからは遠くから見つめるくらいの関わりが変わっていましたが、再び使命の在り方として心に火を付けてくださいました。

この運動の先駆者・市瀬朝一、みゆきご夫妻が中心となって取り組んだ「犯罪による被害者補償制度を促進する会」の活動を支援した当時(昭和45年～55年)から今日を見ますと、正に隔世の感がいたします。

活動にあたっての専門家の皆様の強力な陣列、財政力や情報収集力、発進力の大きさ、ボランティアの皆様の人材力の確かさなど、目を見張るものがございます。そんな状況にも拘らず、絶対にあってはならない「理由なき犯行、一方的理不尽な犯罪」など言われなき凶悪犯罪が、今なお多く発生していることに強い憤りを覚えるばかりです。

長野県伊那市議会議員 飯島 尚幸

「雲外蒼天」届きました。雲外には蒼天が広がるその言葉の暖かさに涙が止まりません。会員の皆様の手記に涙が止まらない数日で気持ちが落ち着きませんでした。このような、自分の気持ちを述べる場があることは、苦しい気持ちの解放にも、いくらか繋がると思います。被害者を取り囲む雲、自分の心の中の雲を取り除くため、一日一日を大切に生き祈ってまいります。

会員 花村 禮子

会員の声

遺族になって考えた人権

匿名

「人権」とは人らしく生きる権利。人を殺してそれを正当化し、謝罪も賠償も行わず刑罰を免れようとするものは人ではありません。そのような犯罪者が主張する権利は「犯権」、そのような犯罪者に加担するものを「犯権派」と心の中で命名しました。人権というより「犯権」の言葉のほうが加害者にふさわしいように思います。

あすの会や多くの方の尽力で司法が「人権」の保護へ前進した偉業は一筋の希望の光です。私達家族も、必死で光を求めて参りましたが、故意の殺人犯を不起訴にされ、被害者参加制度も損害賠償命令制度も、それ以前の権利さえ奪われてしまいました。

自分が投げ込まれた暗闇の実態や家族の生活回復の手立がつかめず途方に暮れていた時、私達を力づけてくれたのはあすの会のHPでした。被害者側の視点に立つ情報が稀有な中で具体的情報を得ることができました。

関東や関西の集会に参加するきっかけになり、会員どうしのお話を伺い、語り合い広がった繋がりが今日まで何より生きる支えとなりました。家族だけでは煮詰まる思考を、家族的視点から一緒に考えてくれた仲間、役立つ資料や自身の経験を教えてくれた大先輩、かけがえのない家族を思う心を共有できた出会いに、この場を借りてあらためて感謝を申し上げます。

幹事会／関東・関西集会 報告

幹事会報告 第133回（平成26年12月）～第141回（平成27年5月）

昨年12月から5月まで9回の幹事会を開催した。

主な内容は、15周年記念誌「雲外蒼天」、経済補償制度、大会／シンポジウムについてであった。

15周年記念誌「雲外蒼天」は完成し、会員・支援者への発送を終えた。補償制度に関しては、困窮被害者の情報集めをしていたが、当事者からの聞き取りに至るまでは、被害者の心情を察すると数件に留まった。国会議員からの質問もあり次の段階へ進む兆しが出てきたところで総選挙となり、宙に浮いた状況となった。その間、弁護士の応援を求めるなど困窮被害者探しに奔走した。補償制度をテーマとして大会／シンポジウムを開催の方向であったが、十分な準備が間に合わず、1月の開催は見送り、幹事の任期・改選の問題もあり、4月に大会を開催し、併せて15周年

記念誌完成記念懇親会を開催することになった。今回は幹事に辻内衣子氏、後藤啓二弁護士を新たに選任し、他は留任とした。

5月には、自由民主党政務調査会 司法制度調査会（犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT）から、第二次犯罪被害者等基本計画の検証及び第三次計画に向けた論点についてヒアリングを受けた。第三次内閣府犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会案では、当会の経済補償制度は、検討済みの扱いになっているが、再度検討課題として取り組むよう要望することにした。そして、給付制度の改善要望を3点に絞り理解を求めることにした。

関東集会報告 第136回（平成26年12月）～第141回（平成27年6月）

昨年12月から本年6月までに計6回の集会を行った。参加会員は、多少の入れ替わりはあるものの固定化しつつある。事件によって新しい会員が増えることは良いことではないが、被害者になってしまった会員相互の意思疎通のできる和やかな、癒される空間になってきている。振り返ると中野区の施設で行うようになってから7年の時間が経過した。会場費が低額のため助かっており、毎回の予約担当者に感謝する。

この間の主な内容は、あすの会15周年記念誌「雲外蒼

天」、第14回大会、内閣府「犯罪被害者等施策推進・専門委員等会議」の内容、司法関連ニュースに対する意見、感想、会員各自の近況報告について話した。中でも裁判員裁判の死刑判決が、高裁・最高裁で無期刑に減刑されたことについては、会員の怒りは非常に大きいものがあった。裁判員裁判制度を否定し、司法を独占し、一般常識からかけ離れた存在でよいのか、裁判官のあり方に疑問を抱いた。

関西集会報告 第158回（平成26年12月）～第164回（平成27年6月）

昨年12月から7回の集会を開催した。12月集会では、被害者週間を振り返った。後藤弁護士が取り組まれている児童虐待防止活動についても話し合った。また「“死刑囚の告白”裁判員と遺族は」「無期刑囚に仮釈放とは？」のDVD鑑賞をした。1月集会では、渡辺副代表・関東集会から2人の参加があり活発な意見交換がなされた。2月集会では、某出版社が神戸連続殺傷事件の犯人、少年Aの手記発表を企図とのニュースを知り、情報を誰がどのようなルートで出版社に漏らしたのか、責任はどうなるのか、

など私達の目で疑問を整理・分類しておくことも今後のために必要な作業と思われ、資料を作成し検討を行った。3月集会は、高橋幹事（精神科専門医）から刑法39条についての解説を受けた。

4月から6月にかけては、大阪府・大阪市・堺市の被害者担当部局の方が事業説明等に來られる予定になっているため、今年の被害者週間事業についての私達の取り組みを具体化させる方法、被害者週間のパネル作成についてより具体的に標語等を検討した。

運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、充足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振込先

ゆうちょ銀行

00170-6-100069 [あすの会]

〇一九(ゼロイチキュウ)店(019)当座0100069

(他の金融機関からの振込用口座番号)

三井住友銀行 丸の内支店(普)6577163

[あすの会 代表幹事 松村 恒夫]

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店(普)2149873

[あすの会 代表幹事 松村 恒夫]

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に

私たちが付き添います!

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係所属
- 前回の公判日(傍聴券必要の有無)
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望(年齢等)
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

電話による無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を**毎週水曜日**に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM1:00～4:00

電話：03-6434-5348

編集後記

本年4月29日に開催された第14回大会で、幹事2名増員の新役員体制が承認され、幹事14人体制での活動がスタートしました。

関東、関西集会に参加される会員以外は、このニュース・レターが会の活動を知る唯一の道ではないかと思

います。これからも皆さまのお役に立てるような紙面作りを目指します。

こんな記事があったら…等のアイデアがありましたら、事務局まで連絡いただくと、紙面づくりの参考になるので大歓迎です。

ニュース・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしく申し上げます。